

平成26年度 第1回徳島県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
(第5回 徳島県版「子ども・子育て会議」) 議事録

1 日時 平成26年5月26日(月) 午前10時から正午まで

2 場所 県庁4階 404会議室

3 出席委員 伊勢 悦子 大溝 邦子 寒川 伊佐男 椎野 武徳
志内 正一 中津 達雄 長池 武一郎 二宮 恒夫
宮武 恵子 本木 めぐみ 山崎 篤史 山崎 健二
吉川 宣子

計 13名

- 4 次第
- 1 開会
 - 2 県民環境部長あいさつ
 - 3 議事
 - (1) 国における検討状況について
 - (2) 県内市町村の取組み状況について
 - (3) 教育・保育等の量の見込みについて
 - (4) その他
 - 4 閉会

5 議事の概要

(会長)

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局から、それぞれの議事について説明をお願ひしたいと思ひます。

<事務局からの説明>

(会長)

ありがとうございました。国の方においても公定価格の骨格がほとんどまとまってきておりますし、また県の方においてもニーズ量の調査結果が出てきており、それにより資料の10で今後の対応の方向性の案が示されております。前回の会議で出た御意見についても資料12の方でまとめていただいておりますので、県の計画策定に向けて皆様から御意見を伺いたいと思ひますので、よろしくお願ひします。御意見のある方は、挙手でお知らせ願ひします。

(委員)

御説明の中で、6月10日に説明会を開催するということですが、どのような方を対象に、こういった内容の説明会ですか。

(事務局)

今回、公定価格につきまして6月4日に国の説明会が都道府県を対象に行われますので、それを踏まえて県内の市町村担当者、私立保育所・幼稚園、それから認可外保育施設・事業所内保育施設といった、それぞれの事業を実施される方々を対象に、これまでの新制度の概要も含めて御説明をさせていただいて、今後の新制度に向けて御検討いただくところもあるかと思えます。それから新制度に向けて認可であったり、市町村の確認作業ですとか色々な手続きが発生してきますので、現時点でのそうした内容につきまして御説明をさせていただいて、スムーズに対応ができるように県としても対応していきたいという趣旨で実施したいと考えております。

(委員)

この事業の実施主体は市町村が中心になるようですが、資料8の市町村における「子ども・子育て会議」の開催状況について見ておきますと、例えば阿波市のように既に6回開催されているような状況もある中で、市町村の事務局においては新制度の内容についての理解はできているのでしょうか。

(事務局)

これまでも国から出てきた情報についてはその都度提供させていただいておりますし、市町村担当者を対象とした説明会を定期的を開催しております。また市町村における検討状況や対応状況について、県として把握し必要な支援を行う必要もあることから、市町村とはできるだけこまめに直接会う機会を設けています。

(委員)

文章では緻密に説明がなされていますが、文字で読んで理解というだけではなく、今日のように御説明いただくとよく理解できると思えますので、市町村担当者に向けてもそのような機会を今後も設けていただき、市町村担当者にも十分御理解いただきたいと思えます。わたしも大学の関係で市町村の委員をされている方もいらっしゃいますが、資料を見るだけでは十分理解できないところもあるという話も聞きますので、共通理解の中でこの事業が上手く進んでいけば良いと思えます。

(事務局)

これから国の方から具体的な情報が揃い、各市町村において計画案を考えていただく場面にさしかかっておりますので、県としましても今まで以上にこまめに市町村と話をしながら作業を進めていきたいと考えております。

(会長)

今委員がおっしゃったのは、実際に実施するにあたっては一番大切なことではないかと思えます。資料に書かれている文章だけでは読み取れない部分もあるかと思えます。

(委員)

事前に送っていただいた資料に一通り目を通したつもりではいたのですが、十分理解できていないところもあり、今日の説明を聞いて、そういうことだったのかと理解できた部分もありました。

(事務局)

ボリュームもあり、内容も緻密なものですので、なかなか読み解くのが難しいところもありますが、市町村とも話を進めながら理解に努めていきたいと考えております。

(委員)

保育所に子どもを預けていて、その子どもがしょっちゅう熱を出して、本当は親御さんが見ればいいんですが、どうしても休みが取れないという場合に、市町村によっては病児保育で預けることができますが、県内の実施状況はどのようなになっているのでしょうか。

(事務局)

県内においても徐々に対応できる市町村も増えてきておりますが、西部・南部の方で一部そうした対応ができていないところがあります。資料10の3ページの③『量の見込み』の算出結果の傾向3/4の中で、未実施市町村ということで掲載をさせていただいております。それから資料11の4ページには病児・病後児保育事業のニーズ量の推計結果について掲載をさせていただいております。こちらについても今回の新制度に対応する形で全県域でニーズがありますので、病院で預かってもらうパターンもあれば、保育所で熱が出ても保護者の方が迎えに行くまでの間見てもらえる形もあります。また訪問型というような自宅に訪問して見てもらえるというような形もあり、補助メニューを活用するなどして未実施地域を解消していきたいと考えており、現在市町村に

においても検討作業を進めております。地域によっては受け入れていただく病院が見つからないですとか、保育士・看護師の確保がなかなか難しいといった別の課題もある中で、何とか実施できる方法はないかということで検討を進めているところです。保護者の方にとっては、病気のお子さんを安心してお預けできるところは必要性も高いと思いますので、是非拡大していける方向で今回の計画に盛り込んでいけたらと考えております。

(委員)

現在病児・病後児保育を実施している市町村においても、先ほど申し上げたような預けたくても預けられない状況があると聞いておりますので、実施市町村においても再調査などの必要があるのかなと思います。

(事務局)

現在出てきているニーズ量に対して、実施市町村において十分確保できるかという点もありますので、こちらについても検討が必要になってくると考えております。

(委員)

学童保育のことなのですが、現在は小学校の低学年というような年齢制限があるのでしょうか。

(事務局)

現在の法律上はおおむね小学3年生以下の方を対象とするという形になっておりますが、新制度においては小学6年生までという形に法律上もなるとされておりまして、法律上対象が拡大されます。それに応じた受け皿も確保していく必要があるということになります。現状の利用実態を見てみますと、小学1年生は進学したばかりで学校生活にもあまり慣れていないこともあって預かってもらうところが必要だというニーズも高いのですが、小学4年生以上になると、塾や部活動にも参加したり、年齢的にもしっかりしてくる子どもさんも増えてくることからニーズ・要望は減ってきているという状況かと思えます。ただ一定のニーズは出てくると思いますので、それぞれの施設において受け皿の確保が十分にできるのかどうかを検証した上で足りない場合には施設の拡大といった対応が必要になってくると思います。

(委員)

保育所のように何平米必要とか、そうした決まりはなく、学校の空き教室を使ったり、割と自由に実施しているように思います。

(事務局)

今回の新制度において、市町村の方で基準に関する条例を定め、それに沿って運営していくということで現在検討がなされているところです。実施場所としても小学校の空き教室を使って、放課後になれば学校から出ずに活動するという形態を取っているところもありますし、児童館を活用したり、公民館など場所としては様々なものがあります。今回国の方でも、新たな方針としてできるだけ学校の余裕教室を活用して、教育委員会の方でも放課後子ども教室ということで、地域でボランティア活動をされている方により色々な体験ができるといった事業も行われております。それらをできるだけタイアップさせて学校の中でできるだけ実施していこうという方針も打ち出されているところです。具体的な内容については今後示されると思いますが、それに応じてできるだけ学校から外に出るのではなく、学校の中で過ごすことができれば安全面は一定程度確保されるのではないかと思います。あとはそれぞれの体制の確保とか、広さの確保とか、そうした点も十分確認が必要になってくると考えております。

(委員)

先ほどの説明の中で、学童保育の対象学年の話がありましたが、現在も現状では小学6年生まで認められています。小学1年生から3年生までの低学年を中心に入所しているということで、現状では4年生以上の子どもが希望しても定員に達しているため入れないという場合が多いという状況があります。一つの基準として70名以上の学童保育を認めないということになって、徳島県内の学童保育所も人数が多いところは分割するなど工夫をしています。それが対象年齢が法改正により小学6年生まで拡大されることにより、これまで4年生で希望しても辞めて行かざるを得なかった子ども達をできるだけ入れていこうという方向にはなっていると思います。先ほどの話にもありましたが、学年が上がるにつれて段々ニーズは少なくなってくるのですが、実際には家庭の状況によっては4年生以上でも家庭で留守番をさせておくことが不安だということで学童保育を希望される場合もあります。その受け皿としてきちんと整備をしてほしいという要望はあります。国の方でも少子化対策として学童保育の充実ということで、力を入れていこうとしていると思いますし、保育所と比べて学童保育に対する基準が不十分であった部分についても、国の示した方向性に基づいて市町村が条例で定めることとなっています。基準を満たすために職員の配置が何名必要とか、それに対してどの程度の費用がかかってくるのかといったあたりが、今回の制度の中で議論されるべきところではないかと思います。

(委員)

今の意見に付け加えて、地域によって保護者の負担に差があります。そういった点も考慮の中に入れていただいて、学童保育はどこに行っても保護者の負担する利用料は同じだというような形になれば良いと思います。

(委員)

今は学童によって保育料は違っています。

(委員)

地域によって大きく差がありますので、多く利用料を徴収しているところはどのように使っているのかということも大事なことではないかと思います。

(事務局)

昨今、「小1の壁」ということで、小学校に進学した時点で放課後過ごす先がないとか、環境も大きく変わる中でなかなか十分な放課後の安全の確保ができないという課題も全国的に言われております。今回、新制度の中でも一つの事業として入ってきている中で、様々な基準もできつつあり、全国的に整備を図って、就学前から就学後においても同じような保育ができる環境を整えていくということは国を挙げて求められていることだと思いますので、市町村とも話を進めながら今後の整備についても考えていきたいと思っております。

(会長)

貴重な御意見をありがとうございました。資料12の7ページの⑨「教育・保育等に従事する者の確保、資質向上策」や8ページの⑩「子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援」ということで、これまでいただいた御意見が記載されており、研修の充実のことや、職員の配置基準についての御意見もいただいているところですが、保育所や幼稚園の職種というのは法律で決められていてどうしようもない部分ではあります。例えば保育士・幼稚園教諭・調理員という方は入っているけれども、今の子どものニーズに合うような心理士のような人達が非常勤のような形で入れるようなことはできるのでしょうか。徳島県版としてそういうところを考えていただければと思います。

(委員)

わたしは幼稚園の方で勤めているのですが、子育て支援の仕組みが変わってしっかりとした枠組みができたとしても、中心となるのは子どものより良い成長ですので、それに併せて保育の質の維持と向上ができないと、大人に振り回されたような子育て支援になってしまっただけでは意味がないのではないかと思います。

す。幼稚園の方の研修で培ってきた保育に関する研究ですとか、心理的な分析も積み重ねてきております。そういったあたりも引き続き研修が実施できる方向にさせていただきたいと思っております。また徳島県内においては臨時の先生に随分と助けてもらっています。徳島市においても臨時の先生が1/3を占めています。育児休暇であったり、一時預かりであったりと色々な形態で勤務してもらっていますが、その方の1日当たりの給与額は各市町村で決められているので様々ですし、幼児期の教育・保育に関わる職員として責任や自覚を持つような給与体系というのも大切ではないかと思えます。

(委員)

預かりのことであったり色々と考えていたのですが、わたしが小さい頃はここに行くなというところだけ親に言われて、ここに行きなさいと言われたことはないなと考えていて、今実際にはわたしも預かりであったり公文であったり、何時に終わったらここに行きなさいと子どもに言っているなと思いながら聞かせていただいていたいました。それと関係して、資料4の16ページの6(1)のウのところを、さっと目を通したときに目にとまったので、これは言わなきゃいけないと思っていました。6(1)のウには「教育及び保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の子育てを自ら実践する力の向上に寄与するだけでなく、地域社会における家庭や住民の子育てを自ら実践する力の向上及び子育ての経験の継承につながることから、これを促すこと。その際、保護者の生活形態が異なることを踏まえ、全ての保護者の相互理解が深まるよう配慮すること。」となっています。わたしが今行っているPTAの活動で以前から危惧していることが、東部2という地域の勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町というところは既に幼稚園がないので、幼稚園PTAが主催したり、県教委の方に主催していただいている研修会にこの地域の保護者の方は参加できません。そうすると、そこにいらっしゃっている方はおそらく地域のリーダーになるような方だと思います。郡市のPTAの会長さんであったり、単独の園の会長さんは園を卒業した後、小学校でも会長をされたり、中学校でも会長をされたりと、その入り口として幼稚園のPTAや県教委との共催で研修をしています。たちまち保育園や認定こども園になった時点で、今年も川島こども園が抜けていますが、そこには研修会の案内は行かないので、その保護者の方は年に3回の研修会の案内が届いていません。そうすると、その地域の将来の教育力が低下していくのではないかと思います。その入り口のPTA活動を促すこととか配慮することと明記していただいているので、認定こども園になったときに県の方からこうした点に配慮していただいたり、促していただきたいと思えます。

(会長)

ありがとうございました。まだまだ御意見があるかと思いますが，時間になりましたので，この辺でおきたいと思います。事務局へお返しします。